

計画のねらい

労働災害防止は、行政や労働災害防止団体などだけでなく、すべての関係者が、「労働災害は本来あってはならないものである」との認識を共有し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとることが必要である。

「首都東京」においては、企業本社のガバナンスを活用した波及効果が期待できる反面、企業風土が異なる外資系企業の集中や外国人労働者をはじめ、様々な属性や価値観を有する労働者が多数存在するなど、共通認識の形成が困難な側面もある。

このため、目指すべき社会の実現に向け、誰もがわかりやすく、共感が得られるよう、

“Safe Work TOKYO” をキャッチフレーズとして、

「安全・安心な首都東京の実現」に向け「官民一体」となった取組を推進することとする。



目標

○死亡災害：過去最少の53人を下回る

本省版と同様の計算方法にて算出した数値をクリアする「実数」を設定

○死傷災害：8,000人を下回る

(上記の「基本目標」を達成するため、主要施策に対応した「小目標」を設定)

- ・建設業における死亡災害（過去最少の20人を下回る）
- ・行動災害による死傷災害（死傷災害全体に占める割合の減少）
- ・第三次産業における取組（重点対象業種のすべての事業場でトップによる安全衛生方針表明）
- ・メンタルヘルスへの取組（安全衛生管理体制の構築が必要なすべての事業場で対策に取組む）
- ・熱中症による死傷災害（11次防期間中の累計値と比較して20%減）

計画概要(重点対策)

1 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

- ①死傷災害多発業種対策（小売業、社会福祉施設（訪問介護含む）、飲食店、陸運業、ビルメンテナンス業）
- ②重篤災害発生業種対策（建設業）
- ③災害の形態別対策（転倒や墜落・転落等の行動災害、交通労働災害、機械災害）
- ④健康確保・職業性疾病対策（メンタルヘルス、過重労働、化学物質、石綿、産業保健活動の活性化、健康づくり、腰痛、熱中症、受動喫煙）
- ⑤分野横断的対策（リスクアセスメント、様々な人が安心して働ける職場づくり）

重点業種に掲げない「製造業」をカバー

2「首都東京」の特殊性を踏まえた対策の推進

高齢者や非正規に限定しない

(震災復興工事、除染作業への対応、都市インフラ改修や建物等の老朽化への対応、国際都市機能の維持向上関連工事への対応、企業本社ガバナンスの活用、原子力施設を有する企業本社への対応等)

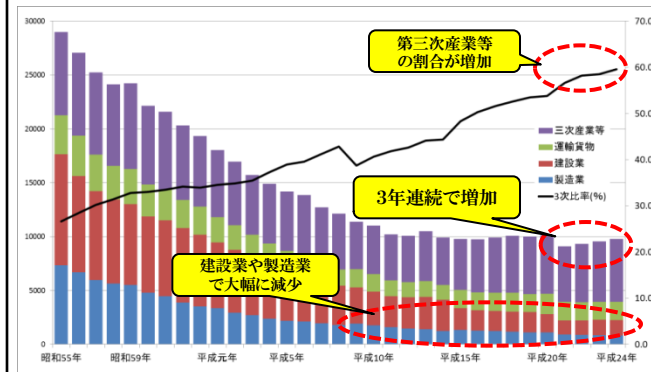
3 行政、関係団体等の連携・協働による労働災害防止の取組み

4 社会、企業、労働者の安全・健康に対する意識改革の促進

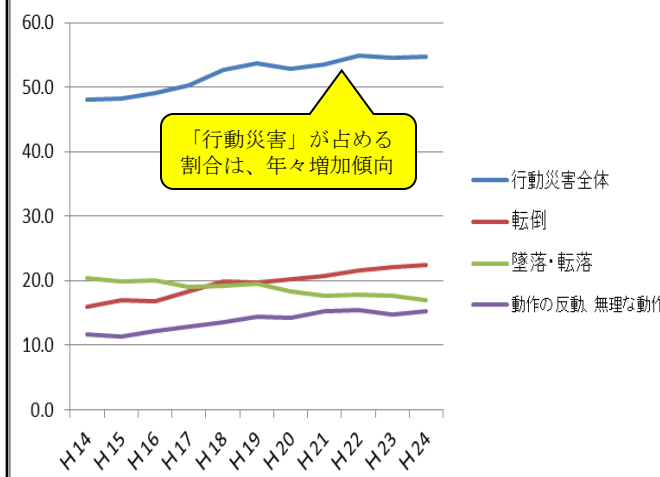
5 発注者、製造者、施設等の管理者による取組強化

東京における労働災害の特徴

- 長期的には減少してきたが、平成22年以降、「3年連続で増加」している。
- 「第三次産業」が占める割合が増加(約60%)
- 転倒や墜落・転落、腰痛などの「行動災害」の占める割合が増加(約55%)



東京労働局における休業4日以上死傷災害発生状況の推移



東京の死傷災害全体に占める「行動災害」の割合の推移

第12次東京労働局労働災害防止計画（最終年度）重点対策概要

「Safe Work TOKYO」キャッチフレーズに、第12次東京労働災害防止計画を推進し、労働者の安全と健康の確保に努めます。

1 建設業における労働災害防止対策

・墜落・転落災害防止対策

ア 足場からの墜落・転落を防止するため、注文者及び事業者による足場の点検の実施、足場の組立て・解体作業時における安全帯の使用について指導を行う。

イ はしご等からの墜落・転落を防止するため、はしご等の適正な選定及び使用方法について、指導を行う。

3 化学物質による健康障害防止対策の推進

全ての化学物質取扱事業場に対し、計画的に監督指導等を実施し、化学物質取扱事業場における労働者の健康障害防止を図る。

2 第三次産業における労働災害防止対策

・小売業、飲食店及び社会福祉施設対策

「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」を展開し、①企業全体の労働災害発生状況の把握・分析、②経営トップによる安全衛生方針の表明、③安全推進者の選任、④店舗等で行う安全衛生活動の支援など、企業本社が主導する全社的な労働災害防止に係る取組の促進を図る。

4 メンタルヘルス対策の推進

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく積極的な取組を指導する。また、ストレスチェック未実施事業場に対する指導を実施する。

1 労働災害、業務上疾病発生状況の変化に合わせた対策の重点化

建設業対策

- ① 各段階に応じた安全衛生教育の実施（雇入れ時教育、職長教育、新規入職者教育、職長及び安全衛生責任者の再教育など）。
- ② 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会対策（構成員相互間での現場パトロール等）。
- ③ 高所作業における作業床の確保、安全帯の使用徹底。墜落時の救出に時間を要する箇所での作業に対してハーネス型安全帯の使用の勧奨。

第三次産業対策

- ① 業種の特性に応じた労働災害防止対策（小売業：脚立からの転落防止、飲食店：火傷防止、訪問介護等：一人作業中の腰痛・転倒防止、ビルメンテナンス：ロープ高所作業による墜落防止）。
- ② 業界団体等を通じた周知啓発による自主的な安全衛生活動の推進。

陸上貨物運送事業対策

- ① 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」の周知・普及及び荷主等への要請、指導。

転倒災害対策

「STOP！転倒災害プロジェクト」に基づき、労働災害防止団体と連携し、転倒災害防止に関する意識啓発を図り、職場における巡視等による転倒リスクの総点検及び転倒災害防止対策の定着を図る。

交通労働災害対策

- ① 関係行政、陸災防、関係団体等と連携し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の周知を行う。
- ② 自動車運転者の健康起因による交通労働災害を防止するため、自動車運転者に対する健康診断実施後の就業上の適切な措置を促進する。

過重労働対策

長時間労働の抑制・医師による面接指導の実施及び事後措置の徹底。

化学物質対策、石綿対策

- ① 化学物質の取扱事業場に対し、計画的な監督指導等の実施。
- ② SDSを活用した危険有害性に対する対策の徹底及びリスクアセスメント義務化（H28年6月に施行）の周知。
- ③ 建築物等の解体等作業について石綿則、石綿ばく露防止に関する指針に基づくばく露防止の徹底。

メンタルヘルス対策

- ① 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づく取組の推進。
- ② ストレスチェック制度（平成27年12月施行）の履行確保。

2 「首都東京」の特殊性を踏まえた対策

- ① 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連建設工事の本格化に伴う労働者の安全衛生確保の支援。
- ② 都市インフラの改修や建物等の老朽化対策における安全の確保。
- ③ 企業本社のガバナンスを活用した対策の推進。

3 関係団体等との連携による労働災害防止対策と意識変革の促進等

- ① 公共工事発注機関、建設業関係団体等との「建設工事関係者連絡会議」の開催。
- ② 「主要専門工事業関係団体との労働災害防止連絡会議」（H25.10設置）の開催。
- ③ 私の安全宣言コンクール等を通じた関係業界、事業場労使の安全気運の醸成。
- ④ 危険箇所・危険作業に対する絵や写真等を用いた一見して直感的に理解できる表示等の採用等、安全管理の「見える化」の促進。
- ⑤ 警察・消防機関と連携した、労働災害防止の推進。